

2021年度(令和3年度)

大阪産業大学後援会

三重・奈良地区支部第37回定期総会

議 案 書

総 会 次 第

1. 議 事 I

- (1) 2020年度(令和2年度)会務報告
- (2) 2020年度(令和2年度)会計収支決算報告
- (3) 2020年度(令和2年度)会計監査報告

2. 議 事 II

- (1) 2021年度(令和3年度)支部新役員選出
- (2) 2021年度(令和3年度)支部新役員紹介
- (3) 2021年度(令和3年度)活動方針(案)
- (4) 2021年度(令和3年度)会計収支予算(案)

令和2年度大阪産業大学後援会 三重・奈良地区支部役員名簿

令和3年1月24日

役 職	氏 名	住 所	学 科
支 部 長	紺 谷 久 美	三重県伊賀市	工 学 部 電子情報通信工学科 3回
副支部長	原 恵	奈良県北葛城郡	経営学部経営学科 4回
会 計	北 口 典 子	奈良県宇陀市	デ ザ イン 工 学 部 環境理工学科 4回
会計監査	白 石 み か	奈良県奈良市	スポーツ健康学部 4回
会計監査	瀬 川 文 子	奈良県奈良市	経営学部経営学科 2回
書 記	三 宅 泰 代	奈良県天理市	デ ザ イン 工 学 部 環境理工学科 4回
書 記	浦 田 和 美	奈良県生駒市	経営学部経営学科 4回
常任委員	勝 井 剛 紀	奈良県大和郡山市	工 学 部 交通機械工学科 2回
常任委員	荒 井 ひ と み	奈良県橿原市	デ ザ イン 工 学 部 環境理工学科 1回
常任委員	堤 野 光 世	奈良県生駒郡	スポーツ健康学部 1回
常任委員	高 谷 直 美	奈良県大和高田市	工 学 部 交通機械工学科 2回
顧 問	西 本 悦 子	奈良県橿原市	卒業

後援会事務局 大阪府大東市中垣内3-1-1 大阪産業大学内

TEL 072-875-3272

# 1. 議事 I

## (1) 支部会務報告

令和2年度の「大阪産業大学後援会、三重・奈良地区支部活動は、支部会則に基づいて、以下のとおり実施しましたので報告いたします。

### 1、第36回支部定期総会の開催

新型コロナウイルス感染拡大の状況を鑑み、中止となりました。総会議事資料を支部会員の皆様に送付することにより、令和元年度の会務報告と会計収支決算報告及び、新年度の役員選出と令和2年度の活動方針案が承認されました。

### 2、三重・奈良地区教育懇談会の開催

新型コロナウイルス感染拡大の状況を鑑み中止となり、代替えとしてメールによる相談窓口が設置されました。

### 3. 支部役員会の開催について

以下の役員会を開催し、各議題について協議しました。

- ① 第一回 支部役員会 令和2年10月18日(日曜日)
  - ・ 本部常任委員会での審議事項等の報告
  - ・ 支部活動について
  
- ② 第二回 支部役員会 令和3年1月24日(日曜日)
  - ・ 本部常任委員会での審議事項等の報告
  - ・ 支部活動について
  - ・ 支部新役員改選について
  - ・
  
- ③ 第三回 支部役員会 令和3年4月18日(日曜日)
  - ・ 本部常任委員会での審議事項等の報告
  - ・ 令和3年度支部定期総会について
  
- ④ 第四回 支部役員会 令和3年6月19日(土曜日)
  - ・ 支部総会オンライン開催について

#### 4. 本部常任委員会への出席

本部定期常任委員会には支部長が常任委員として出席しました。

- ・令和2年10月10日（土曜日） 第265回常任委員会 ※台風接近の為中止
- ・令和2年12月 第266回常任委員会
- ・令和3年 2月 第267回常任委員会
- ・令和3年 4月10日（土曜日） 第268回常任委員会

後援会活動のあり方や、予算（クラブ活動援助金など）について協議しました。又大学関係者、本部役員、各支部長と積極的に意見交換を行いました。

\*第266回、第267回の常任委員会は新型コロナウイルス感染拡大防止の為中止し、書面にて審議しました。

#### 5. 第47回定期総会及び就職・進路講演会

令和3年5月15日（土曜日）、大阪産業大学において、第47回定期総会及び就職・進路講演会がオンラインにて開催されました。

(2) 2020年度(令和2年度)決算報告

令和2年度 収支報告書

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

単位：円

収入の部			支出の部		
科目	金額	摘要	科目	金額	摘要
前年度繰越金	301,495		会議費	82,668	役員会会場費等
支部助成金	150,000	本部より	交通費	40,880	
総会祝い金	50,000	本部より	通信費	2,528	切手、ハガキ代
受取利息	3	普通預金	事務費	110	コピー・封筒・紙代等
			次年度繰越金	375,312	
合計	501,498		合計	501,498	

上記のとおり会計報告します

令和3年4月18日

会 計 北口 典子

(3) 2020年度（令和2年度） 会計監査報告書

令和3年4月18日

大阪産業大学後援会  
三重・奈良地区支部  
支部長 紺谷 久美 様

会計監査 白石 みか

会計監査 瀬川 文子

私達は、大阪産業大学後援会三重・奈良地区支部の令和2年度の会計書類について監査した結果、その経理処理は適正かつ正確であり従って本年度の収支決算書は適正に表示されているものと認めます。

以上

## 2. 議事 II

### (1) 令和3年度支部役員の選出について

令和3年度役員を本総会にてご承認をいただきたく、別表(P-7)のように提案させていただきます。尚令和2年度役員から5名の方が退任されます。このため、新1・2回生の保護者の方から役員の補充を行う必要があります。立候補の方がおられましたら、下記の連絡先までご一報下さい。後日支部役員より連絡させていただきます。よろしくお願い致します。

連絡先) 大阪産業大学 後援会事務室

kouenkai@cnt.osaka-sandai.ac.jp

お題 : 三重・奈良地区支部役員立候補の件

立候補される方のお名前 : ( )

ご連絡のつく電話番号 : ( )

お子さまの学年 : ( ) 回生)

\*尚、立候補される方が少ない場合は、支部役員より電話で勧誘させていただきます。

また、令和3年5月15日現在の後援会員数は次のとおりです。

- 大阪産業大学全体、(留学生除く) 7, 572名
- 三重・奈良地区支部  
三重 98名  
奈良 509名 計607名

### 令和2年度退任役員一覧

平成29年度より、大阪産業大学後援会、三重・奈良地区支部役員として、支部と大学の発展に務められた5名の方が今総会で退任されます。

氏名	2年度役職名	元年度役職名	30年度役職名	29年度役職名
原 恵	副支部長	副支部長	会計	常任委員
浦田 和美	書記	会計	会計監査	常任委員
北口 典子	会計	会計監査	常任委員	
白石 みか	会計監査	常任委員	常任委員	
三宅 泰代	書記	書記	常任委員	常任委員

長い間、お世話になりました。

今後とも、ご支援とご指導をよろしくお願い致します。

(2) 令和3年度大阪産業大学後援会 三重・奈良地区支部役員名簿(案)

令和3年6月18日

役 職	氏 名	住 所	学 科
支 部 長	紺 谷 久 美	三重県伊賀市	工 学 部 電子情報通信工学科 4 回
副支部長	瀬 川 文 子	奈良県奈良市	経 営 学 部 経 営 学 科 3 回
会 計	荒 井 ひ と み	奈良県橿原市	デ ザ イ ン 工 学 部 環 境 理 工 学 科 2 回
会計監査	勝 井 剛 紀	奈良県大和郡山市	工 学 部 交 通 機 械 工 学 科 3 回
会計監査	高 谷 直 美	奈良県大和高田市	工 学 部 交 通 機 械 工 学 科 3 回
書 記	堤 野 光 世	奈良県生駒郡	ス ポ ー ツ 健 康 学 部 2 回
顧 問	原 恵	奈良県北葛城郡	卒業

後援会事務局 大阪府大東市中垣内3-1-1 大阪産業大学内

TEL 072-875-3272



### (3) 令和3年度活動方針（案）

大学及び後援会との交流を深め、後援会の目的である「大学と家庭との連絡を密にし、学生の福利厚生に対する援助を行うとともに、大学の発展に寄与する」ことに努めます。

会員皆様の一層の御理解とご協力、ご参加をよろしくおねがいたします。

本年度の主な活動計画は、次のとおりです。

- ① 大学及び後援会本部に、支部会員の声を反映させる。  
特に、年一回の「地区教育懇談会」及び「地区支部総会」への一人でも多くの参加を呼びかけていきたいと考えています。
- ② 大学への身近な窓口としての役割に務めていきたいと考えています。
- ③ 常任委員会の開催  
年4回以上の常任委員会を開催し、本部役員会での審議事項について支部の意見の取りまとめや積極的な提案ができるように務めるとともに、支部の活動発展のためにより良い工夫を行っていきたいと考えています。
- ④ 地区支部定期総会、及び地区教育懇談会の開催  
地区支部定期総会及び地区教育懇談会を開催し、会員と後援会役員、大学関係者との意見・情報交換の場を設けたいと考えています。
- ⑤ 本部常任委員会への出席等、本部諸活動への積極参加  
支部長は本部常任委員として、本部の諸活動に積極的に参加をし、本部との連携を密にし、提言を行い本部活動に積極参加します。

以上、支部活動の一層の充実と発展のため、本年度の活動方針を提案いたします。

#### (4) 2021年度(令和3年度)会計収支予算 (案)

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

単位：円

収入の部			支出の部		
科目	金額	摘要	科目	金額	摘要
前年度繰越金	375,312		会議費	150,000	役員会会場費等
支部助成金	150,000	本部より	交通費	80,000	
総会祝い金	50,000	本部より	通信費	3,000	切手、ハガキ代
受取利息	3	普通預金	事務費	10,000	コピー・封筒・紙代等
			予備費	332,315	キャンパス見学会等
合計	575,315		合計	575,315	

# 大阪産業大学後援会 三重・奈良地区支部会則

昭和 60 年 3 月 31 日制定

平成 15 年 7 月 6 日最新改正

(名称)

第 1 条 本会は大坂産業大学後援会 三重・奈良地区支部と称する。

(目的)

第 2 条 本部会則第 2 条を準用する。

(活動)

第 3 条 本部会則第 3 条を準用する。(但し、第 (3) 項を除く)。

(事務所所在地)

第 4 条 本会の事務所は支部長宅に置く。

(会員)

第 5 条 会員は次のとおりとする。

- 1 正会員・・・本部会則第 5 条を準用する。
- 2 賛助会員・・・本会の主旨に賛同し、支部長の推薦を受け、役員会で承認された者。

(会費)

第 6 条 会費は次のとおりとする。

- 1 会費は徴収しない。但し、支部長が必要と認めた場合は、役員会の承認を得て、臨時会費を集めることが出来る。
- 2 臨時会費の額、徴収方法等はその都度役員会にて決定する。

(役員)

第 7 条 本会に次の役員を置く。

- 1 支部長 1 名
- 2 常任委員 1 4 名以内 (うち副支部長・会計・会計監査を各 2 名、書記若干名) とする。

(役員を選出)

第8条 役員を選任は次の方法による。

- 1 支部長・常任委員は正会員の中から選出する。
- 2 副支部長・会計・会計監査及び書記は、支部長が常任委員の中から選任し、役員会の承認を得る。

(役員任期)

第9条 役員任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

(役員職務)

第10条 役員職務は次のとおりとする。

- 1 支部長は本会を代表し、会務を総括する。
- 2 常任委員は支部長と共同して、本会の活動の企画、立案ならびに運営にあたる。副支部長は支部長を補佐し、支部長に支障がある場合には、その職務を代行する。

会計は本会の会計事務を処理する。

会計監査は会計事務が正確かつ適切に処理されているか監査する。

書記は会議の議事を記録する。

(顧問の委嘱と任期)

第11条 顧問を次のとおり置くことができる。

- 1 顧問は支部長・副支部長の経験者の中から、支部長の推薦を受け、役員会承認を得て、支部長が1名を委嘱する。
- 2 顧問の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

(総会の開催)

第12条 総会の開催は次のとおりとする。

- 1 総会は支部長が年1回招集し、議長となる。
- 2 支部長が必要と認めたとき、または、常任委員の過半数以上の請求があったときは、支部長は臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会は、支部の運営等の事項を決定する。

(審議事項)

第13条 総会は次の事項を審議する。

- 1 会則の改正

- 2 支部長・常任委員の選出
- 3 予算、決算に関する事項
- 4 事業計画
- 5 支部長が必要と認めた事項

(議決方法)

第14条 総会の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員会)

第15条

- 1 役員会は支部長が招集し、議長を務める。
- 2 支部長は2分の1以上の役員から開催の請求がなされた場合、すみやかに開催しなければならない。

(議決事項)

第16条 役員会は次の事項を議決する。

- 1 会則の改正に関する事項
- 2 支部長及び常任委員の選出に関する事項
- 3 副支部長・会計及び会計監査の選任
- 4 予算、決算に関する事項
- 5 事業の企画、立案ならびに運営に関する事項
- 6 総会の議決により付議された事項
- 7 支部長が必要と認めた事項

(議決方法)

第17条

- 1 役員会は、役員の過半数（委任状を含む）が出席しなければ、会議を開き議決することは出来ない。
- 2 役員会の議決は、出席役員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会計)

第18条 本会の収入は支部助成金をもって充てる。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日の終わるものとする。

(監査及び報告)

第20条 会計は、毎会計年度終了後1ヶ月以内に決算書を作成して支部長に提出する。  
支部長は監査を受けて総会に付議し、認定を受け本部に報告する。

- 付則
- 1 この会則は、役員会の承認を得て変更することが出来る。
  - 2 この会則は、昭和60年5月12日から施行する。
  - 3 この会則は、平成6年4月23日に一部改廃施行する。
- 附則
- 1 この会則は、平成10年7月26日から施行する。
  - 2 この会則は、平成12年7月1日から施行する。
  - 3 この会則は、平成15年7月6日から施行する。

(参考)

## 大 阪 産 業 大 学 後 援 会 会 則

(目的)

第2条 本会は大阪産業大学（以下「大学」という。）と家庭との連絡を密にし、学生の福利厚生に対する援助を行うとともに、大学の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学生の福利厚生に対する援助
- (2) 教育上必要となる家庭との連絡
- (3) 会報の発行
- (4) その他本会の目的達成に必要な事項

(会員)

第5条 本会の会員は次のとおりとする。  
大学の在学生の父母（保証人にて可）